



一般廃棄物処理施設設置届出書

兵庫県 明石市

第 2 章 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する 計画に係る事項

2-1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため
達成することとした数値

表 2-1 場内下水マンホールにおける水質規制値

項 目	単 位	規 制 値	基 準
PH	—	5~9	明石市下水道条例第 8 条の 2
BOD	mg/ l	600	明石市下水道条例第 8 条
SS	mg/ l	600	明石市下水道条例第 8 条
フェノール類	mg/ l	5	明石市下水道条例第 8 条の 3
銅	mg/ l	3	明石市下水道条例第 8 条の 3
亜鉛	mg/ l	2	明石市下水道条例第 8 条の 3
溶解性鉄	mg/ l	10	明石市下水道条例第 8 条の 3
溶解性マンガン	mg/ l	10	明石市下水道条例第 8 条の 3
総クロム	mg/ l	2	明石市下水道条例第 8 条の 3
ふっ素化合物	mg/ l	8	明石市下水道条例第 8 条の 3
カドミウム	mg/ l	0.03	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の 排水基準に関する条例(県)
鉛	mg/ l	0.1	明石市下水道条例第 8 条の 3
シアン化合物	mg/ l	0.3	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の 排水基準に関する条例(県)
六価クロム	mg/ l	0.1	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の 排水基準に関する条例(県)
ヒ素	mg/ l	0.05	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の 排水基準に関する条例(県)
総水銀	mg/ l	0.005	明石市下水道条例第 8 条の 3
ヨウ素消費量	mg/ l	220	明石市下水道条例第 8 条の 2
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	mg/ l	5	明石市下水道条例第 8 条の 2
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類)	mg/ l	30	明石市下水道条例第 8 条の 2
アルキル水銀	mg/ l	検出されないこと	明石市下水道条例第 8 条の 3
有機リン	mg/ l	0.3	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の 排水基準に関する条例(県)
PCB	mg/ l	0.003	明石市下水道条例第 8 条の 3
ほう素化合物	mg/ l	10	明石市下水道条例第 8 条の 3

表 2-2 浸出水水質規制値

項 目	単 位	規 制 値	基 準
ジクロロメタン	mg/l	0.2	明石市下水道条例第 8 条の 3
四塩化炭素	mg/l	0.02	明石市下水道条例第 8 条の 3
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04	明石市下水道条例第 8 条の 3
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.2	明石市下水道条例第 8 条の 3
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4	明石市下水道条例第 8 条の 3
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3	明石市下水道条例第 8 条の 3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06	明石市下水道条例第 8 条の 3
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02	明石市下水道条例第 8 条の 3
チウラム	mg/l	0.06	明石市下水道条例第 8 条の 3
シマジン	mg/l	0.03	明石市下水道条例第 8 条の 3
チオベンカルブ	mg/l	0.2	明石市下水道条例第 8 条の 3
ベンゼン	mg/l	0.1	明石市下水道条例第 8 条の 3
セレン	mg/l	0.1	明石市下水道条例第 8 条の 3
トリクロロエチレン	mg/l	0.3	明石市下水道条例第 8 条の 3
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1	明石市下水道条例第 8 条の 3
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10	明石市下水道条例第 8 条の 3

2-2 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

地下水及び浸出水の水質の測定

	地 下 水	浸 出 水
測定頻度（測定項目）	<p>① 埋立処分開始前 （地下水等検査項目、電気伝導率、塩化物イオン、ダイオキシン類）</p> <p>② 埋立処分開始後 年 1 回 （地下水等検査項目、ダイオキシン類） 月 1 回 （電気伝導率）</p> <p>③ 電気伝導率異常時 （地下水等検査項目、ダイオキシン類）</p>	<p>年 1 回 （排水基準等に係る項目 （毎月測定項目を除く）、 ダイオキシン類）</p> <p>月 1 回 （表 2-1 に示す項目）</p>
測定箇所（箇所数）	モニタリング井戸（2 箇所）	1 号下水マンホール

2-3 その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

	維持管理基準	本施設の対応（維持管理計画）
1	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように覆土を十分に行い、飛散防止施設（フェンス）を設置する。
2	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	最終処分場の外に悪臭が発散しないように、腐敗物・著しく悪臭を発する物の搬入を禁止し、覆土を十分に行い、必要に応じて薬剤の散布を行う。
3	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	火災防止に万全を期し、必要箇所に消火栓を備える。
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように腐敗物の持込を禁止し、覆土を十分に行い、必要に応じて薬剤の散布を行う。
5	囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	埋立地の周囲には、人が埋立地に立ち入るのを防止することができるフェンスを設ける。フェンスが破損した場合には、速やかに補修、復旧する。
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	入口の見やすい箇所に、一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札を設ける。立札が汚損し、又は破損した場合は、速やかに補修、復旧する。 立札は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を行う。
7	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁等を年4回点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。
8	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。	埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水工の損傷防止のため、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水シートの表面を不織布（底面は不織布及び保護砂）により覆う。

	維持管理基準	本施設の対応（維持管理計画）
9	<p>遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>廃棄物埋立前の遮水シート（不織布）の状態を年4回点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。</p> <p>廃棄物埋立後の遮水シートについては、漏水検知システムにより、破損箇所の有無を週1回点検する。</p>
10	<p>埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>モニタリング井戸2箇所より地下水の水質検査を次により行う。</p> <p>イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率、塩化物イオン及びダイオキシン類の濃度について測定し、かつ、記録する。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目及びダイオキシン類の濃度について年1回測定し、記録する。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率について月1回測定し、記録する。</p> <p>ニ 測定した電気伝導率の濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目及びダイオキシン類の濃度について測定し、記録する。</p>
11	<p>地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水等検査項目及びダイオキシン類に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を行う。</p>
12	<p>調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>浸出水調整槽を年4回点検し、浸出水調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。</p>

	維持管理基準	本施設の対応（維持管理計画）
13	<p>浸出水処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量（環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限る。）について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>浸出水処理設備の維持管理は、次により行う。</p> <p>イ 浸出水の水質が所定の水質に適合することとなるように、埋立廃棄物の搬入管理の徹底を行う。</p> <p>ロ 浸出水調整槽の機器類の機能維持のために、点検整備（1回/月）を行う。異状を認めた場合には、速やかに各部の調整または機器の修理等を行う。</p> <p>ハ 浸出水の水質検査を次により行う。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）及びダイオキシン類について年1回測定し、記録する。</p> <p>(2) 表2-1に示す項目について月1回測定し、記録する。</p>
14	<p>開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を行う。</p> <p>埋立地内の場内水路は、浸出水が流入する恐れが生じる前に吐出部をコンクリートで閉鎖する。</p>
15	<p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>通気装置（堅型ガス抜き管及び法面ガス抜き管）を設けて埋立地から発生するガスを排除する。</p>
16	<p>埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。）は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>埋立処分が終了した埋立地（区画）は、厚さが約50cm以上の土砂による最終覆土により開口部を閉鎖する。</p>
17	<p>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>最終覆土の損壊を防止するために、年4回最終覆土の点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。</p>
18	<p>埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、最終処分場の廃止までの間、保存する。また、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、記録簿を閲覧させる。</p>